

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年8月23日まで縦覧に供する。

平成22年7月2日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成22年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人讃岐京極会

片山 圭之

丸亀市南条町34番地37

3 定款に記載された目的

この法人は、佐々木京極氏の遺した功績を顕彰し、京極旧丸亀藩及び旧多度津藩の地域内外で活躍する京極家関係諸団体が相互に連携して、その地域の伝統と文化を探求し、その成果を広く発表することで、その地域活性化の端緒を発見し、その具体的方策を関係自治体に提供する等により、その地域経済の発展に寄与することを目的とする。